



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*24 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 1

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則 (令和5年和歌山県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

[Empty box for item 1]

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。イを選択した場合は、希望する送付の方法を具体的に記載してください。(例えば、普通郵便、本人限定受取郵便等)

ア 個人情報窓口における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他 ()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

<送付の方法> _____

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式 (第13条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ _____ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

別記第20号様式中「の特定する」を「を特定する」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式 (第19条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。